

# 第 17 回総会議事録

(令和 6 年 11 月 25 日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第17回総会 議事録	
日 時	令和6年11月25日（月曜日）14時00分～16時00分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A
出席者の状況	総農業委員数 12名 出席農業委員数 12名 （農業委員12名・農地利用最適化推進委員10名） 欠席農業委員数 0名（別添出欠状況表のとおり）
開催形態	公開（傍聴者 0名）
議 題	<p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第6号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第7号議案 農地法第32条の規定に基づく農地利用意向調査について</p> <p>第8号議案 地域計画の案に関する意見聴取について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第4号 農業経営改善計画の認定について</p>

審議結果

第1号議案

55号 許可

56号 許可

57号 許可

第2号議案

7号 許可相当

第3号議案

11号 許可相当

17号 許可相当

18号 許可相当

19号 許可相当

20号 許可相当

21号 許可相当

第4号議案

9号 承認

第5号議案

67号 承認

68号 承認

69号 承認

70号 承認

71号 承認

72号 承認

第6号議案

6号 承認

第7号議案

承認

第8号議案

決定（付帯意見あり）

議 事

事務局	<p>(開会 14時00分)</p> <p>農業委員会会議規則により矢島会長が議長になる。</p> <p>出席委員数報告。</p>
議長	<p>第17回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は12名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第17回総会を開会いたします。議事録署名人は、宮森委員と鈴木宏委員をお願いします。</p>
議長	<p>それでは議題に入らせていただきます。第8号議案「地域計画の案に関する意見聴取について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
農政推進課	<p>&lt;第8号議案を説明&gt;</p> <p>地域計画の案に関する意見聴取の場として、関係機関に意見を聴くこととなっております。農業委員会に御意見をいただきます。</p>
石井豊委員	<p>地域計画(案)の地域計画の区域の状況の項目に、参考として区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計と、その内後継者不在の農業者の農地面積合計の欄が空欄となっておりますが、ここがとても大切だと思います。調査の予定はありますか。</p>
農政推進課	<p>記載必須の項目ではないため、現在は空欄の状況です。空欄でも国に提出ができます。</p>
石井豊委員	<p>地域計画は提出期限があると思います、空欄ではなくここはしっかり調べるといふ約束をいただいて賛成したいと思います。</p>
石井勝則委員	<p>この地域計画をどのように農業者に知らせる予定ですか。恐らく農業者は知らないと思います。周知方法を教えてください。</p>
農政推進課	<p>公告と農政推進課、農政事務所縦覧させていただきます。</p>
石井豊委員	<p>公告・縦覧ではあまり見ないと思います。農協の支店などを通して、周知される方策をとった方がよいと思います。</p>
農政推進課	<p>農協の広報誌や農委だよりなどの場を借りて周知に努めていきたいと思っています。</p>
根本委員	<p>計画に登載される氏名など、一般の方が閲覧できるのでしょうか。</p>
農政推進課	<p>個人情報となるので、公的な関係機関に限定して閲覧できるようにします。個人情報の取り扱いについては、黒塗りするなどしっかり行っています。</p> <p>縦覧するものについても黒塗りなどで個人情報を守っていく方向で行きたいと思っています。</p>
廣瀬委員	<p>載せる載せないの個々の希望は調べるのでしょうか。</p> <p>認定農業者を第一弾として載せるのだと思いますが、自分は何も聞いてないが載っているということが起こらないような確認方法はありますか。</p> <p>市から情報を載せさせてください、というような動きなのでしょうか。</p>

農政推進課	<p>補足説明となりますが、現在計画に載っている方は、2月頃に、地域計画に載る予定として、どの農地を載せるか御本人に御記入いただき、あわせて個人情報の取り扱いについて説明をしています。</p> <p>そのため、本人はどの農地が載っているかを知っている状況となっています。今後、地域計画に登載される方で一番多いのは利用権で貸し借りの設定をする方です。その方にも利用権設定をするタイミングで地域計画の説明と個人情報の説明をした上で、登載の手続きを同時にしていただくようになります。</p> <p>そのため、本人が知らないところで計画に登載されることは絶対にありません。</p>
小川推進委員 農政推進課	<p>地域計画に載せてほしくないということはできますか。</p> <p>利用権での貸し借りをする場合、法改正により地域計画に載っていることが必要になります。そのため利用権で貸し借りをしたい方は必ず地域計画に載ることになります。</p>
奥村委員	<p>今回、地域計画に載らない方で、今後利用権により農地を借りたいとなった場合は、一件審査になるのでしょうか。</p>
農政推進課 奥村委員	<p>これまで同様に年3回の利用権設定のタイミングで登載となります。</p> <p>今までの農業委員会への意見照会と変わらないということでしょうか</p> <p>そうすると、横浜市独自の地域計画というにはあまりにも手続き論だけの話になっているような気がします、そこはどのようにお考えでしょうか。</p>
農政推進課	<p>手続き的にやらなければいけないものが前面に出てきてしまっており課題ではありますが、地域計画が始まって、初めて計画を策定するということもあり、まずは手続きをさせていただいて、余裕が出たところで地域の中に入って具体的にどう取り組んでいくかを検討しないといけないと考えています。</p>
根本委員	<p>地域計画の具体的計画案をざっくりしたもので良いので時系列でみんなに見せてもらえませんか。登載の計画ではなく。</p> <p>これまでの説明は地域計画イコール登載の計画になってしまっています。</p> <p>地域計画の本質的な計画、例えば今は登載についての具体的な方策をこのようにやっていく、それ以降については、登載は継続してやっていき、次の計画としてはこれをやっていく、地域計画という計画なので具体的に何をやっていくかという具体的な計画を出せませんか。</p>
農政推進課 根本委員	<p>地域計画の10年計画のようなもの作ったらどうでしょうか。</p> <p>参考様式の5-2 地域計画案が目指すべき横浜市の案となっています。</p> <p>何年先にはこのような考えという具体的な計画案を出してもらいたいと思います。</p>
農政推進課	<p>今後も年に1回、協議の場を設けていきたいと思っています。具体的な</p>

	<p>計画も含めて、今後皆様から御意見をいただきより良い計画にしていきたいと思えます。</p>
事務局	<p>色々御意見がありましたが、周知が不十分というみなさまからの御意見については、意見照会のあった横浜市長に対して「引き続き農業者に対して周知等に努める」という意見を付してお返しするのが良いのではないかとというのが事務局からの提案となります。</p>
議長	<p>それでは、採決を行います。引き続き農業者に対する周知に努めるという意見を付けて当委員会の意見とするということに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、決定とします。</p>
議長	<p>続きまして、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;第1号議案第55号を朗読&gt;</p>
森委員	<p>議案の詳細については門倉推進委員から説明します。</p>
門倉推進委員	<p>岡津町ふれあい公園から東に約370mの調整白地11筆です。経営規模拡大のために購入するものです。譲受人の肥培管理は良好です。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第1号議案第55号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p>
議長	<p>総員挙手と認め、第1号議案第55号については、許可と決定します。</p>
議長	<p>次に、第1号議案第56号について審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;第1号議案第56号を朗読&gt;</p>
鈴木宏委員	<p>議案の詳細については小宮推進委員から説明します。</p>
小宮推進委員	<p>西横浜国際総合病院から北西に約450mの農振白地1筆です。現在利用権にて耕作中の譲受人が土地を購入するものです。肥培管理は良好です。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第1号議案第56号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p>
議長	<p>総員挙手と認め、第1号議案第56号については、許可と決定します。</p>
議長	<p>次に、第1号議案第57号について審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;第1号議案第57号を朗読&gt;</p> <p>補足説明となりますが、この案件は第3号議案第18号の5条申請の関連案件となります。</p>

3条許可で取得する当該案件の土地と隣接している農地が5条許可で申請している土地です。このあと5条許可での転用で審議いただきます。

両方とも同じ所有者の土地となっていますが、3条許可の申請地は転用できない農振農用地となっている一方、5条許可の申請地は転用できる農振白地となっています。

5条許可の申請地のみを転用してしまうと残ってしまう農用地が不成形で狭小な土地となり、農地法で定められた不許可の要件を満たしてしまい転用許可が出せなくなってしまうため、3条許可の申請地もまとめて社会福祉法人が土地所有者から借りるという計画で申請を受けています。3条申請の許可が出るのが5条申請の許可条件となります。そのため、まず3条許可の審議をしていただきます。

石井勝委員

相鉄いずみ野線いずみ野駅から東へ約500mの農用地1筆です。譲受人の社会福祉法人が使用貸借し、収穫物を施設入居者の食事に利用します。

根本委員

3条が使用貸借権で、5条が賃借権に分かれています。両方5条でできなかったのでしょうか。

事務局

3条申請の対象地が、農振白地であればこちらも転用してくださいと案内ができたのですが、転用できない農用地に指定されているため、社会福祉法人が5条申請地は特別養護老人ホームの敷地として、3条申請の残農地はそのまま農地として借りるという形式での同時申請となりました。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第1号議案第57号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第1号議案第57号については、許可と決定します。

議長

次に、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第2号議案第7号を朗読>

石井豊委員

上飯田バスターミナルから南へ約150mの農振白地1筆です。申請者が自己住宅（農家住宅）に転用するものです。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第2号議案第7号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第2号議案第7号については、許可相当と決定します。

議長

次に、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第3号議案第11号を朗読>

鈴木宏委員

議案の詳細については小宮推進委員から説明します。

小宮推進委員

西横浜国際総合病院から西へ約 100mの農振白地5筆です。譲受人が賃借し、資材置場に転用するものです。周囲に畑はありません。周りはフェンスで囲みます。住宅が2軒ありますが、1m下がってフェンスを建てる計画です。当該地は砂利敷き、雨水は自然浸透で処理します。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第11号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第3号議案第11号については、許可相当と決定します。

議長

次に、第3号議案第17号を審議する前に、本件については、第4号議案第9号「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」の関連議案となりますので第4号議案第9号から先に審議をします。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第4号議案第9号を朗読>

石井勝委員

相鉄いずみ野線いずみ野駅から東へ約550mの農振白地1筆です。平成13年に隣接地に建築された集合住宅の外構が越境して築造され、現在に至ります。農地性はありません。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第9号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第4号議案第9号については、承認と決定します。

議長

次に、第3号議案第17号を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第3号議案第17号を朗読>

石井勝委員

相鉄いずみ野線いずみ野駅から東へ約550mの農振白地3筆です。

譲受人が購入し、資材置場として整備するものです。

北西側は道路、東、南側は住宅となっています。敷地は碎石を敷いて雨水浸透設備を設置し、オーバーフローした雨水は北側道路側溝に流します。

外周は高さ50cmの鋼板土留めと既設ブロックで囲う予定です。日照・排水等隣接農地への影響はありません。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第17号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第3号議案第17号については、許可相当と決定します。

事務局	次に、第3号議案第18号を審議します。事務局から説明をお願いします。
石井勝委員	<p>&lt;第3号議案第18号を朗読&gt;</p> <p>補足説明として、さきほどの第1号議案第57号の関連案件です。</p> <p>本件は3,000㎡を超える転用のため神奈川県農業会議への諮問案件とします。農業会議から答申を受けた後、横浜市で審査を行います。</p> <p>相鉄いずみ野線いずみ野駅から東へ約500mの農振白地2筆です。譲受人が賃借し、特別養護老人ホームを建築するものです。</p> <p>申請地の北東側は道路、西側は車両置場、南側は並木谷農業専用地区です。敷地内はアスファルト舗装し、雨水は雨水浸透設備で処理をします。外周はコンクリートブロックまたは擁壁により囲みます。第1号議案第57号で許可された農地は職員が管理し、取れた野菜は施設で利用します。日照、排水については影響ありません。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第3号議案第18号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員 議長	<p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第3号議案第18号については、許可相当と決定します。</p>
議長	次に、第3号議案第19号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>&lt;第3号議案第19号を朗読&gt;</p> <p>補足説明として、申請者に農地法違反がありますが、旭区の農地のため11月8日現在で中央農業委員会に非農地証明申請を行っています。</p> <p>今月の中央農業委員会の総会において、非農地の審議がされる予定です。</p> <p>この後の流れですが、当委員会での5条申請の許可相当の判断と中央農業委員会での非農地の承認の二つが下りてはじめて横浜市に意見をあげることができます。その意見をもとに市で審査を行います。</p>
石井勝委員	<p>環状4号線の上飯田町大塚交差点に面した農振白地1筆です。譲受人が購入し、車両置場として整備したうえで賃借するものです。</p> <p>北東側は農地、西南側は道路となっています。敷地内は碎石を敷き、雨水は雨水浸透柵を設置し、自然浸透と合わせて処理します。外周は鋼板土留めで囲みます。日照・排水については隣接農地への影響はありません。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第3号議案第19号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員 議長	<p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第3号議案第19号については、許可相当と決定しま</p>

す。

議長

次に、第3号議案第20号について審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第3号議案第20号を朗読>

矢島会長

議案の詳細については小宮推進委員から説明します。

小宮推進委員

明治学院大学戸塚グラウンドから北西に約200mの農振白地5筆です。

譲受人が土地を購入し、資材置場に転用するものです。

隣接の境界はコンクリートブロックを積み、一部は万能鋼板を横にして設置し土留めを行います。雨水等はU字溝、新設の浸透柵を設置し自然浸透で処理をします。場内は碎石舗装、日照・排水の隣地への影響については隣地地権者了承済みとなっています。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第20号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第3号議案第20号については、許可相当と決定します。

議長

次に、第3号議案第21号について審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第3号議案第21号を朗読>

会長

議案の詳細については小宮推進委員から説明します。

小宮推進委員

明治学院大学戸塚グラウンドから北西に約200mの農振白地4筆です。

譲受人が土地を購入し、資材置場に転用するものです。

隣接の境界は万能鋼板を横にして設置します。雨水等はU字溝、新設の集水柵から雨水貯水浸透施設に接続し、オーバーフロー分は既存側溝に流し自然浸透させて処理をします。場内は碎石舗装、日照・排水等、隣地への影響については隣地地権者了承済みとなっています。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第21号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第3号議案第21号については、許可相当と決定します。

議長

次に、第5号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」第67号、第68号、第69号を一括審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第5号議案第67号、第68号、第69号を朗読>

森委員	第 67 号について中田小学校から南西へ約 300mの生産緑地 1 筆です。カキ、ミカン等の果樹を栽培しています。おおむね肥培管理は良好です。
矢島会長	議案の詳細については小宮推進委員から説明します。
小宮推進委員	第 68 号について旧俣野小学校の北西に隣接する農振白地 11 筆、東俣野小学校の西側に隣接する農用地 1 筆及び東へ約 170mの生産緑地 1 筆、西へ約 360mの農振白地 1 筆、計 14 筆 4 団地です。キャベツなどの露地野菜、イチゴなどの果樹を栽培しており肥培管理は良好です。
金子委員	議案の詳細については小川推進委員から説明します。
小川推進委員	第 69 号について宮沢神明社から西へ 50mから 150mの調整白地 9 筆 3 団地です。ナシ及び露地野菜を栽培しており肥培管理は良好です。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第 5 号議案第 67 号、第 68 号、第 69 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 5 号議案第 67 号、第 68 号、第 69 号については、承認と決定します。
議長	次に、第 5 号議案第 70 号、第 71 号、第 72 号について一括審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 5 号議案第 70 号、第 71 号、第 72 号を朗読>
矢島会長	議案の詳細については小宮推進委員から説明します。
小宮推進委員	第 70 号について東俣野中央公園から西に約 300mの農用地 1 筆です。ダイコンやニンジンなどの露地野菜を栽培しており肥培管理は良好です。
宮森委員	第 71 号について小山台中学校から北東へ約 330mの農用地 1 筆、同じく北東へ約 450mの農用地 4 筆及び農振白地 2 筆の 1 団地、同じく北東へ約 540mの農用地 1 筆、農振白地 3 筆の一団地です。施設野菜及び露地野菜を栽培しており肥培管理はおおむね良好です。
石井豊委員	第 72 号について上飯田バスターミナルの南側に隣接する農振白地 10 筆、南東に約 150mの農振白地 7 筆、南へ約 250mの農振白地 7 筆の計 24 筆 3 団地です。稲作やナス、トマト等の露地野菜等を栽培しており肥培管理は良好です。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第 5 号議案第 70 号、第 71 号、第 72 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 5 号議案第 70 号、第 71 号、第 72 号については、承認と決定します。
議長	次に、第 6 号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」事務局から説明をお願いします。

<p>事務局 根本委員</p>	<p>&lt;第6号議案第6号を朗読&gt; 日野小学校から北へ約540mの生産緑地6筆です。花卉の栽培をしていましたが、令和6年9月に死亡し、耕作不能となり解除するものです。</p>
<p>議長</p>	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p>
<p>委員</p>	<p>第6号議案第6号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(総員挙手) 総員挙手と認め、第6号議案第6号については、承認と決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、第7号議案「農地法第32条の規定に基づく農地利用意向調査について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>&lt;第7号議案を説明&gt; 令和6年度の農地法第32条第1項第1号及び第2号に該当する農地について令和6年12月16日を締切として利用意向調査を行います。</p>
<p>議長</p>	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p>
<p>委員</p>	<p>第7号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(総員挙手) 総員挙手と認め、第7号議案については、承認と決定します。</p>
<p>議長 事務局 議長</p>	<p>次に、議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。 &lt;報告事項第1号から第4号まで一括で報告&gt; 報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。 御意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を南部農政事務所からお願いします。</p>
<p>農政推進担当 農政推進担当</p>	<p>&lt;生産緑地地区追加指定仮申出のお知らせについて&gt; &lt;令和6年度農地利用状況調査の結果に基づく通知について&gt; 令和6年度に行った農地利用状況調査に基づき、農外利用地及び不耕作地について通知を行います。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見・御質問はありますか。 御意見がないようでしたら、これをもちまして第17回総会を閉会といたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(閉会 16時00分)</p>

## 令和6年11月25日開催 第17回総会出欠状況

### 【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	矢島 寛	会長	出席	議長
2	森 雅 則	会長職務代理者	出席	
3	田中 豊		出席	
4	石井 勝		出席	
5	金子 秀喜	連合会理事	出席	
6	石井 勝 則		出席	
7	奥村 玄		出席	
8	石井 豊		出席	
9	根本 和正	連合会理事	出席	
10	宮森 和之		出席	議事録署名人
11	鈴木 宏	連合会理事	出席	議事録署名人
12	廣瀬 豊		出席	

### 【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	小宮 藤正		出席	
2	清水 昭男	連合会理事	出席	
3	大山 明裕		出席	
4	門倉 和美		出席	
5	田邊 実		出席	
6	角田 雅久		欠席	
7	和田 新治		出席	
8	鈴木 勇次	連合会理事	出席	
9	宮川 正		出席	
10	相澤 藤雄		出席	
11	小川 正寿		出席	

会議に出席した関係者の氏名 澤田所長、小高係長、吉田技術職員、栗林事務職員、  
幡野事務職員、山根事務職員、山本事務職員  
農政推進担当